

災害時における米穀等の供給に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、災害が発生又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、本市給食用米穀または給食用米飯（以下「米穀等」という。）が不足すると見込まれる事態においても、その迅速かつ円滑な供給ルートを確保することを目的とする。

(定義)

第2条 「災害」とは、地震、台風、豪雨、洪水、火災等の自然災害やその他の非常事態を指す。

2 「米穀等」とは、泉大津市に所在する学校教育法第1条及び第2条で規定される学校及び就学前の子どもに関する教育並びに保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第2項から第7項に規定する幼稚園又は保育所等で提供される給食に使用される米穀及びその米穀を給食用に炊飯した米飯を指す。

(協力体制)

第3条 泉大津市（以下「甲」という。）と株式会社サンエッセン（以下「乙」という。）は、災害時等における米穀等の円滑な供給のために協力し合うものとする。

(供給の基本方針)

第4条 乙は、災害時等における甲からの要請に基づき、直ちに米穀等を供給する。
2 甲は、安全・安心な食糧の安定的確保に関する構想（令和5年3月泉大津市）に基づき締結した自治体間農業連携協定書により確保した米穀等が、災害時等によってその必要量を確保できない場合において、不足を補う米穀等の量及び供給先を直ちに乙に通知する。

(供給の手続き)

第5条 甲は、供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話その他の方法により要請し、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
2 乙は、要請書を受領後、速やかに供給計画を策定し、甲に報告する。
3 乙は、供給計画に基づき、指定された供給先に米穀等を配送する。
4 乙は、配送後、速やかに配送状況を甲に報告する。

(費用弁償)

第6条 本協定に基づき、乙が甲に対して行う米穀等供給に要する費用は、甲が負担するものとする。ただし、別途協議の上、費用負担の方法を定めることができる。

2 前項に規定する費用は、災害時等直前における市場単価等を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(情報の共有)

第7条 甲及び乙は、災害時の円滑な供給のために必要な情報を共有するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とし、期間満了の1か月前までにいずれか一方から書面による解約の通知がない限り、自動的に1年間延長されるものとする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項や疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 12月 1日

甲 大阪府泉大津市東雲町9番12号

泉大津市 市長

南出 賢一

乙 大阪府羽曳野市誉田3丁目3番15号

株式会社サンエッセン 代表取締役社長

山口 利昭